きゅうゆうせいほごほう こっかばいしょう さいこうさいはんけっ かん せいめい 旧優生保護法国家賠償の最高裁判決に関する声明

ぜんこくじりつせいかつせ ん た ー きょうぎかい 全国自立生活センター協議会 だいひょう ひらしたこうぞう 代表 平下耕三

私たち、全国自立生活センター協議会は、どんな重度な障害があっても地域で当たり前に生活し、障害のない人と同じ権利を持ち、地域の中で共に生きる社会の実現を目指して活動をする障害当事者団体です。全国100ヶ所を超える障害当事者団体(自立生活

7月3日、旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国に 管管を求めている裁判のうち、価質や東京などで起こされた5つの裁判の判決が最高 裁判所大法廷で言い渡されました。

声倉三郎裁判後は、「間優生保護法の公法首的は、当時の社会状況を考えても正当とは言えない、生殖能力の喪失という量大な犠牲を求めるもので、個人の尊厳と人格の 尊董の精神に「著。しく茂し、憲法第13条。に違茂する」と指摘しました。また、障害のある者などに対する取り扱いで、法の下ので学等を定めた憲法第14条。にも違茂するとして、 間優生保護法は憲法違反だとする初めての判断を宗しました。そのうえで原告側の話えを 認め、5件のうち4件で国に賠償を命じる判決が確定しました。

不法行為から 20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」については、「この裁判で請求権が消滅したとして国が賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の 型念に反し容認できない」として認めませんでした。今回の最高裁での判決を私たちは支持します。

常覚な子孫を残さないという質的で生殖能力を失わせ、首言決定権を奪ったことは、国家として障害のある私たちの存在を否定した極めて重大な人権侵害です。法改正後も国会で適切かつ速やかな補償の措置を講じることが強く期待されたにも関わらず、一時金320 芳符の支給にとどまり、国は不誠実な対応に終始しました。

今後は、国として明確な謝罪を兼めます。また、手術を受けた代は荃国で2万5000人に笈んでいます。現在では、一時釜を申請した一部の人にしか支給されていません。今後、笠法での解決が兼められますが、梦くの被害者が声をあげられる仕組みを構築し、すべての被害者が教済され、適切な支援が受けられることを強く策めます。再発防止の取り組みとしては、優生保護法の歴史とその影響を歪しく理解し、法く社会に共省するための教育と啓発活動を行い、すべての人々の人権を最大限尊重する法制度を構築し、差別や不当な扱いを排除するための見道しを行うことを兼めます。

そして、政府のみではなく、マスダディアなどを含め、すべての人々が尊厳を持って生活で きる社会の実現に向けた取り組みを、私たちと共により加速させていくことを求めます